人生の最終段階における

医療・ケアの意思決定支援に関する指針

医療法人弘遠会 すずかけヘルスケアホスピタル

目次

1. 基本方針	2
2. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方	2
3. 人生の最終段階における医療・ケアの決定手続き	3
1)本人の意思の確認ができる場合	3
2)本人の意思の確認ができない場合	3
3)複数の専門家からなる話し合いの場の設置	4
4. 意思決定支援や方針決定の流れ(イメージ図)	5
5. 作成・改訂の履歴(6

1. 基本方針

人生の最終段階を迎える患者とその家族が、その人らしい最期を迎えられるよう、医療・ケアチームが、患者とその家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とし、医療・ケアを提供することに努める。

厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する対応指針」を規範とする。

2. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

- (1)医師などの医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本とした上で人生の最終段階における医療・ケアを進める。
- (2)本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を、医療・ケアチームで行い、本人との話し合いを繰り返し行う。
- (3)本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者(代理意思決定者)として前もって定めておく。
- (4)人生の最終段階における医療・ケアについて医療・ケア行為の開始・不開始、医療ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止などは、医療ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- (5) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し本人・家族などの精神的・社会的援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- (6)生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの決定手続き

1) 本人の意思の確認ができる場合

- (1) 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いをふまえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針を決定する。
- (2) 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるよう支援をおこなう。このとき、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行う。
- (3) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておく。

2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

- (1) 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。
- (2) 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとっての何が最善であるかについて本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- (3) 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとる。
- (4) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておく。

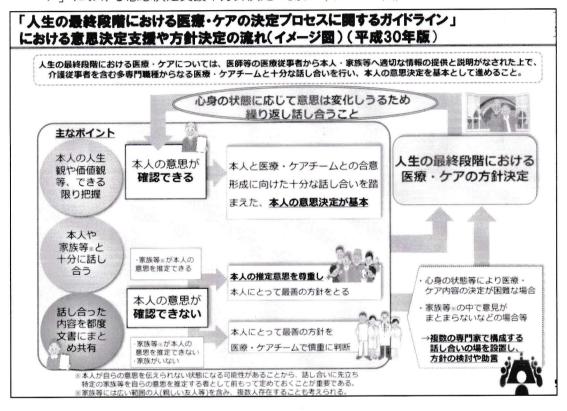
3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記1)及び2)の場合において、方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアについて 合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合
- 等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設定し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等について検討及び助言を行う。

4. 意思決定支援や方針決定の流れ (イメージ図)

厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」における意思決定支援や方針決定の流れ (イメージ図)



5. 作成・改訂の履歴2024年4月 作成